

関係団体の長 殿

富山県土木部長

### 週休 2 日工事の試行について

このことについて、「週休 2 日工事」試行要領を改定し、下記のとおり実施することとしましたので通知します。

つきましては、貴協会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 改定内容

別紙「週休 2 日工事」試行要領（令和 8 年 4 月 富山県土木部）のとおり。

- ・原則すべての工事現場において、発注者指定型として現場閉所による週単位の週休 2 日（土日完全週休 2 日）の確保に取り組む（受注者希望型は廃止）。
- ・施工日が気象条件に左右される等、現場条件により土日完全週休 2 日の確保が困難な場合は、柔軟運用も可能とする。
- ・週休 2 日の達成状況に応じた経費の補正は廃止する（港湾・漁港工事を除く）。

※富山県土木部建設技術企画課のホームページの『「週休 2 日工事」についてのお知らせ』から閲覧できます。

<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00017587.html>

#### 2 適用

令和 8 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

なお、「週休 2 日工事試行要領（令和 7 年 8 月 富山県土木部）（以下、旧要領という。）」に基づき作成した設計書については、旧要領を適用する。

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）